

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を担当する組織

本市では、これまで、ハード・ソフト両面から中心市街地活性化を一体的に推進するため、まちなか再生課を設け、中心市街地のまちづくりを進めてきました。

平成 24 年 4 月の機構改革により、中心市街地を含めた集約拠点に都市機能等の集積を図るなど、まちづくりの施策の企画・調整を所掌する「まちづくり企画課」を設けたことから、「まちなか再生課」が所管する「中心市街地活性化基本計画の策定事務」を「まちづくり企画課」へ移管しています。

(2) 中心市街地活性化推進に関する組織

本市の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画を策定するとともに、基本計画に定める事業を推進するため、庁内推進会議及び幹事会を設け、関係各局課の連絡・総合調整を図っています。

■ 庁内推進会議における検討結果

年月日	会議名・議題等
平成 18 年 5 月 30 日	第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議・幹事会合同会議 (1) 基本計画策定方針について (2) 策定スケジュールについて
平成 18 年 9 月 1 日	第 2 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 改正中心市街地活性化法に関する現在の状況について (2) 中心市街地活性化のための実施すべき事業について
平成 18 年 10 月 31 日	第 3 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 中心市街地活性化を牽引する事業の位置付けとこれまでの事業実施について (2) 市民アンケート調査結果概要と課題について (3) ヒアリングシート作成について
平成 19 年 1 月 24 日	第 4 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 基本計画(案)について

平成 19 年 2 月 13 日	第 2 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 基本計画(案)について
平成 20 年 5 月 21 日	平成20年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議・幹事会合同会議 (1) 高松市中心市街地活性化基本計画への追加事業について (2) 平成19年度フォローアップに関する報告について
平成 21 年 1 月 28 日	平成20年度第 2 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議・幹事会合同会議 (1) 高松市中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について (2) フォローアップに関する報告について
平成 22 年 7 月 12 日	平成22年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 について (2) 掲載事業取組状況について (3) まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 22 年 7 月 22 日	平成22年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 について (2) 掲載事業取組状況について (3) まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 23 年 8 月 29 日	平成23年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 について (2) 次期中心市街地活性化基本計画掲載事業について
平成 24 年 6 月 26 日	平成24年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 第2期中心市街地活性化基本計画(仮称)を策定するための、 市民意識調査の実施について (2) 第2期中心市街地活性化基本計画(仮称)への掲載事業につい て
平成 24 年 7 月 26 日	平成24年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)について
平成 24 年 11 月 22 日	平成24年度第2回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)について (2) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 1 月 14 日	平成26年度第1回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について (2) 平成26年度 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
------------------	--

■ 中心市街地活性化基本計画庁内推進会議・幹事会委員名簿

(推進会議)

(幹事会)

区 分	職 名
委員長	副市長（コンパクト・エコシティ推進部担当）
委 員	副市長
	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	教育局長

区 分	部 局 名	職 名
幹事長	市民政策局	コンパクト・エコシティ推進部長
幹 事	市民政策局	政策課長
		地域政策課長
		まちづくり企画課長
		交通政策課長
	総務局	危機管理課長
	財政局	納税課長
	健康福祉局	障がい福祉課長
		長寿福祉課長
		子育て支援課長
		こども園運営課長
	環境局	環境保全推進課長
	創造都市推進局	産業振興課長
		観光交流課長
		文化芸術振興課長
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	都市整備局	都市計画課長
		道路課長
		まちなか再生課長
		建築指導課長
公園緑地課長		
教育委員会教育局	総務課長	
	生涯学習課長	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社が共同設立者となり、平成18年11月14日、中心市街地活性化協議会を設立しました。

協議会の目的は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うこととしています。

■高松市中心市街地活性化協議会構成員

【委員】

平成25年4月1日現在

(順序不同・敬称略)

構 成 員	役 職
団 体 名 ・ 企 業 名	
学校法人四国高松学園高松大学	教授
高松丸亀町まちづくり株式会社	代表取締役
高松商工会議所	専務理事
国立大学法人香川大学	教授
学校法人四国高松学園高松大学	講師
香川県	商工労働部長
高松市	市民政策局長
香川県高松北警察署	交通官
株式会社日本政策投資銀行四国支店	企画調査課長
高松中央商店街振興組合連合会	専務理事
高松市南部商店連合会	会長
高松丸亀町商店街振興組合	理事長
高松丸亀町まちづくり株式会社	常務取締役
丸亀町グリーン株式会社	代表取締役
高松丸亀町老番街株式会社	代表取締役
株式会社高松三越	取締役営業統括部長
株式会社高松天満屋	取締役店長
四国旅客鉄道株式会社	常務取締役総合企画本部長
高松琴平電気鉄道株式会社	常務取締役経営企画室長
社団法人香川県バス協会	専務理事
社団法人高松市医師会	会長
社会福祉法人高松市社会福祉協議会	常務理事
栗林小学校 PTA	元会長
一般社団法人香川県建築士会高松支部	幹事
NPO法人わははネット	理事長
まちラボ	代表
香川住環境研究会	会長

【オブザーバー】

構 成 員	役 職
団 体 名 ・ 企 業 名	
経済産業省四国経済産業局	産業部 商業・流通・サービス産業課長
国土交通省四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課長
香川県	商工労働部経営支援課長
香川県	土木部都市計画課長
高松市	市民政策局次長兼政策課長
高松市	市民政策局コンパクト・エコシティ推進部長兼まちづくり企画課長
高松市	創造都市推進局産業経済部産業振興課長
高松市	都市整備局まちなか再生課長
財団法人かがわ産業支援財団	企業振興部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部	地域振興課長
財団法人民間都市開発推進機構	企画部課長
高松商工会議所	事務局長

(2) 開催経過

回数	年月日	議題
第1回	平成18年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会の設置について ・ 基本計画策定方針について
第2回	平成18年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果について ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第3回	平成19年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案について
第4回	平成19年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案に対する意見の取りまとめについて
第5回	平成19年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 丸亀町A街区に続く再開発の状況について ・ ICカード活用による商業等活性化事業について ・ 中心市街地商業活性化推進事業について ・ 4町パティオ広場整備事業について
第6回	平成19年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について
第7回	平成20年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の事業追加について ・ IruCaカード活用による中心市街地活性化平成19年度事業報告・平成20年度事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第8回	平成21年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について ・ 香川大学ミッドプラザについて ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第9回	平成22年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 高松丸亀町商店街B・C街区小規模連鎖型再開発事業について ・ IruCaカード活用による商業活性化事業の平成21年度実績報告について ・ 高松丸亀町商店街G街区再開発事業について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第10回	平成22年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について（高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業）
第11回	平成23年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について（G街区の実施主体、社会資本整備総合交付金制度の創設） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第12回	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市中心市街地活性化基本計画の変更について（基本計画の計画期間延長、G街区の実施主体、歩行者空間整備事業の実施期間） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告（案）について ・ 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業の進捗状況についての報告 ・ 次期中心市街地活性化基本計画についての報告
第13回	平成24年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第14回	平成24年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（素案）について
第15回	平成25年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画のフォローアップ報告について ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）に対する意見書の取りまとめについて
第16回	平成25年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）の変更点について

第 17 回	平成 26 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第 18 回	平成 26 年 7 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> コトデン瓦町ビルリニューアル計画について
第 19 回	平成 27 年 2 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 平成 26 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について 瓦町駅核化プロジェクト事業経過報告について 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（案）について
第 20 回	平成 28 年 2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 平成 27 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について

平成25年2月26日

高松市長 大西 秀人 様

高松市中心市街地活性化協議会
会 長 植 木 英 治

第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(案)に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(案)に対する意見を提出します。

記

1. はじめに

高松市が、四国の中枢拠点都市として更に発展していくためには、市全体の活性化が是非とも必要であり、とりもなおさず中心市街地の活性化が重要であります。

このため、高松市においては、「商業・サービスの高度化」、「回遊したくなる中心市街地づくり」、「定住人口の増加」を基本的方針として、平成19年5月に第1期高松市中心市街地活性化基本計画(以下、「1期計画」という。)を策定し、官・民・学が連携して鋭意各種事業を協働で実施してきたところであります。

この結果を見ますと、活性化達成度を図る4つの数値目標とも達成するまでには至っていないものの、総体的には、徐々にではあるが改善は進んでいる状況にあるといえます。

このような状況の中、高松市において策定されようとする「第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(案)」(以下、「2期計画(案)」という。)について、本協議会は、行政及び幅広い団体等の構成による委員で、協働による計画づくりの観点から協議を進めてきました。協議にあたっては、2期計画(案)のコンセプトを念頭に置き、また1期計画の成果の検証による課題を認識しつつ協議を行った結果、次のとおり意見を申しあげます。

2. 本協議会の意見

2期計画(案)は、1期計画による成果の検証と今後の課題に基づき計画を検討し、「中心市街地の来街魅力の強化」、「タイムリーな情報発信による回遊促進」、「豊かな居住環境の充実」の3点を基本的方針として掲げ、明確な将来の方向性を示すとともに、これを具体化するための目標と目標値も設定されています。

また、その実現に向けたソフト事業を中心とする具体的な取り組みも提示されていることから、この2期計画(案)が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、当協議会は、2期計画(案)の内容につき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、今後、2期計画(案)に掲載されていない事業が具現化した場合は、当計画への追加を行う等、柔軟な対応をお願いします。

最後になりますが、当協議会は、2期計画(案)の進捗状況の把握や新たな状況に対応していくため、活性化策について検討等を行うこととしております。

そのためには、官・民・学が一層連携し、一体的に各種事業を協働で進めていくことが重要でありますので、協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援を要望いたします。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

● 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の特性と課題」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載（P. 2～P. 22参照）

2) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に中心市街地と郊外型ショッピングセンターでの聞き取り方式によるアンケート調査に基づく把握・分析を記載（P. 23～P. 33参照）

3) 第1期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 旧中心市街地活性化基本計画（第1期計画）の検証」の欄に記載（P. 34～P. 39参照）

4) その他の客観的現状分析

4) -1 通勤・通学の人の動き

本市の昼間人口は平成22年現在で438,504人であり、常住人口（夜間人口）に対する比率（昼夜間人口比率）は104.5%となっています。昼夜人口が夜間人口を上回っていることから、昼間は他市町から本市へ通勤・通学等で人が集積していると見られます。

本市で従業・通学している人を見ると、平成22年現在で228,694人となっています。また、本市で従業・通学する人の常住地の内訳を見ると、高松市内が最も多く、全体の80.8%を占めています。一方でさぬき市、三木町、丸亀市から5,000人以上、坂出市や綾川町から4,000人以上の人が本市に従業・通学しており、本市は広域的な従業・通学の場となっています。

表 平成22年昼夜間人口比率

昼間人口(人)	438,504
夜間人口(人)	419,429
昼夜間人口比率(%)	104.5%

資料：平成22年国勢調査

表 平成22年 通勤・通学流動

(高松市が従業地・通学地になる常住市町別人口)

常住市町	人数(人)	構成比(%)
高松市	184,829	80.8%
丸亀市	5,325	2.3%
坂出市	4,231	1.9%
普通寺市	1,082	0.5%
観音寺市	743	0.3%
さぬき市	7,918	3.5%
東かがわ市	1,932	0.8%
三豊市	1,291	0.6%
土庄町	298	0.1%
小豆島町	155	0.1%
三木町	6,608	2.9%
直島町	32	0.0%
宇多津町	979	0.4%
綾川町	4,902	2.1%
琴平町	368	0.2%
多度津町	875	0.4%
まんのう町	824	0.4%
他県	3,686	1.6%
不明	2,616	1.1%
高松市で従業・通学する者	228,694	100.0%

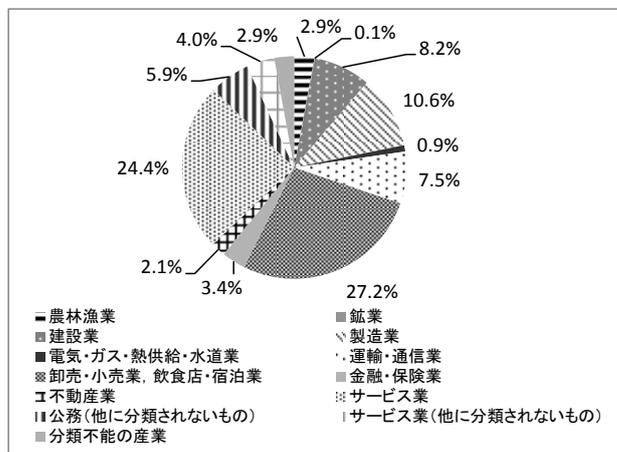
資料：平成22年国勢調査

4) -2 市全体の産業（産業別就業者数）

本市の平成 18 年調査における産業別就業者比率を見ると、「卸売・小売業、飲食店・宿泊業（27.2%）」と「サービス業（24.4%）」の割合が高く、この 2 業種で全体の半数を占めています。

表 平成 22 年産業別従業者数

産業分類	就業者数(人)	割合(%)
農林漁業	5,528	2.9%
鉱業	136	0.1%
建設業	15,778	8.2%
製造業	20,212	10.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,767	0.9%
運輸・通信業	14,390	7.5%
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	51,938	27.2%
金融・保険業	6,522	3.4%
不動産業	4,018	2.1%
サービス業	46,629	24.4%
公務(他に分類されないもの)	11,210	5.9%
サービス業(他に分類されないもの)	7,669	4.0%
分類不能の産業	5,460	2.9%
総数	191,257	100.0%



資料:平成 22 年国勢調査

図 平成 22 年産業別従業者数の割合

※サービス業は「学術研究、専門・技術サービス」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」の合計

4) -3 都市機能

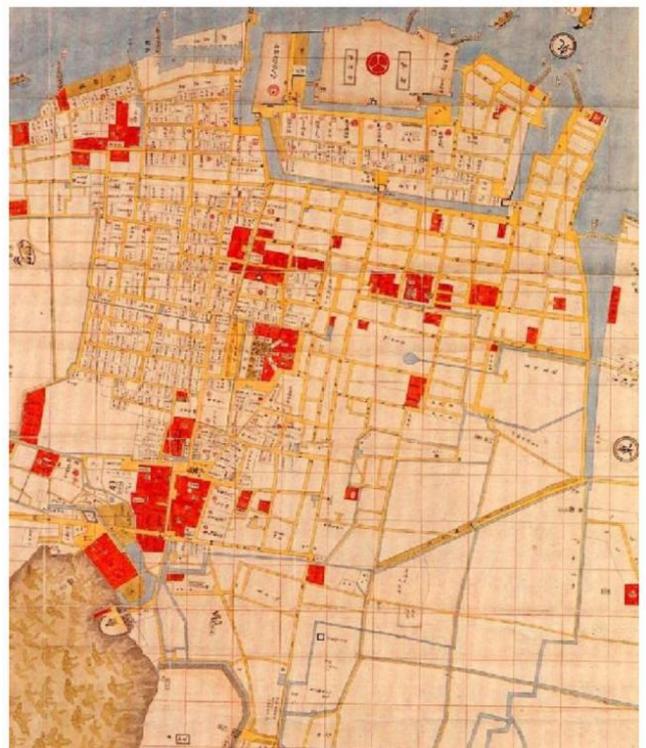
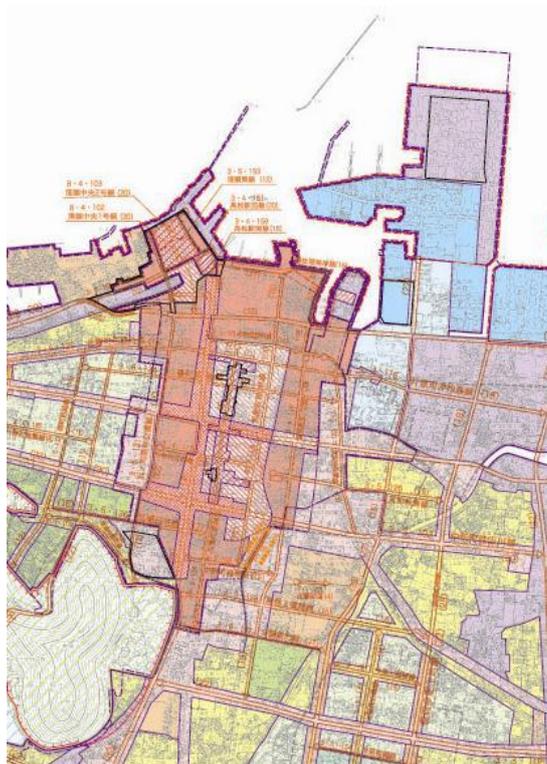
①中心市街地の市街地拡大の変遷

中心市街地の市街地拡大の変遷を、古地図と現況の土地利用規制状況を照らし合わせてみると、昔は高松城の門前の通りに現在の中央商店街が位置しており、多くの人でにぎわう重要な通りであったことが伺えます。その後、その場所を中心に高松城の城下町として栄え、高度な都市計画のもと、現在の中心市街地を形成するに至ったと考えられます。

②用途地域の指定状況

本市では、都市計画法の用途地域に基づく土地利用規制・誘導が行われています。用途地域の指定状況を中心市街地について見ると、中心市街地のほぼ全域で「商業等の業務の利便を図る」商業地域が指定されています。また、まちなか居住の促進に重要な役割を果たす「良好な住環境を守る」住居系用途地域は中心市街地の西側地域で指定されています。

凡 例	記号	説明	高さ 数値
都市計画区域境界	—		
第一種低層住居専用地域	■	10m	
第二種低層住居専用地域	■	10m	
第一種中高層住居専用地域	■	10m	
第二種中高層住居専用地域	■	10m	
第一種住居地域	■		
第二種住居地域	■		
準住居地域	■		
近隣商業地域	■		
商業地域	■		
準工業地域および 特別用途地区 (大規模商業施設等利用地区)	■		
工業地域	■		
工業専用地域	■		
幹線道路型	■	幅50m	10m
	■	幅30m	10m
	■	幅10m	10m
一般・環状状型	■	幅10m	10m
森林部	■		
都市計画区域内の上記以外	■		
人口集中地区(中核)等部	■		
防火地域	■		
準防火地域	■		
駐車場整備地区	■		
都市計画道路	■		
土地区画整理地区	■		
風致地区	■		
地区計画	■		
遊歩地区	■		



資料：高松市都市計画図
図 用途地域の指定状況

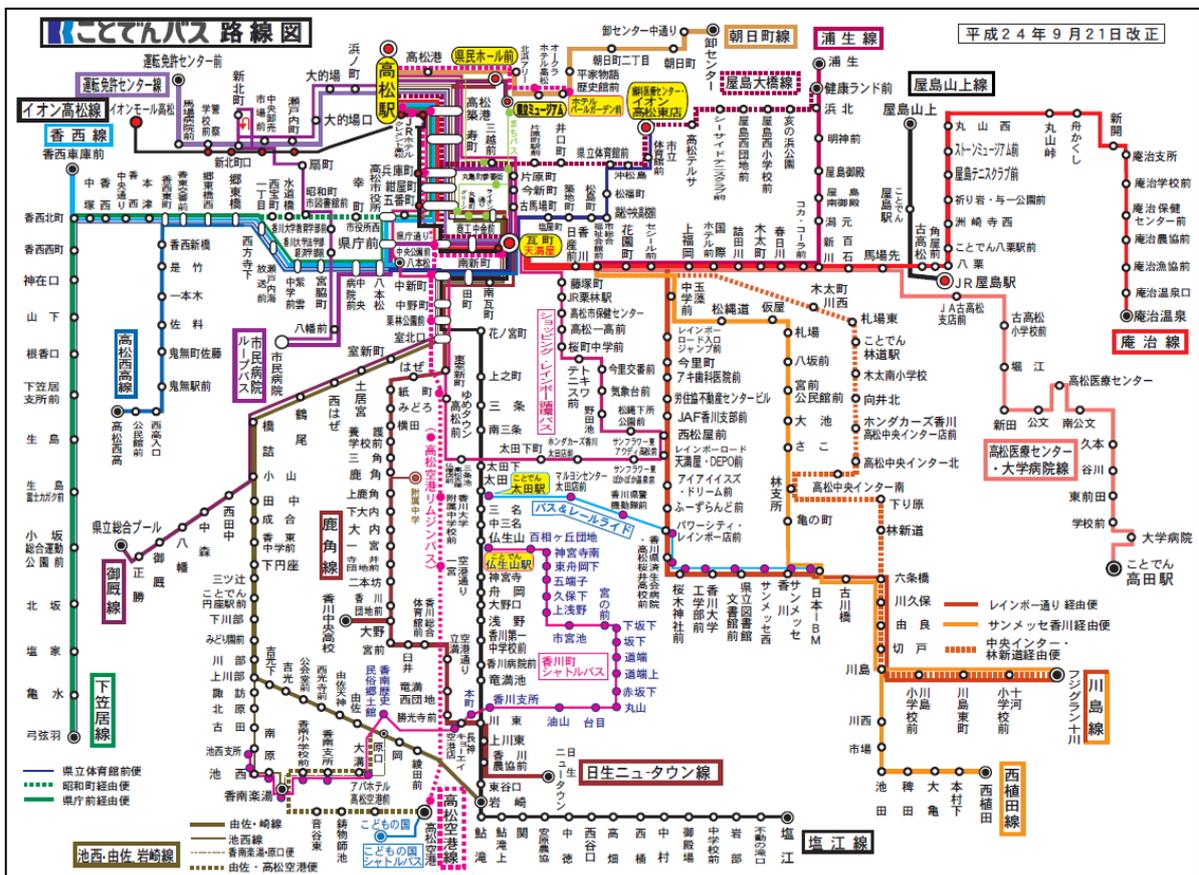
図 高松市古地図

4) - 4 公共交通状況 (バス)

本市のバス路線を見ると、市内中心部から放射状に周辺部へと伸びる路線が多く占め、また、鉄道路線と並走するバス路線も多く見られます。JR 高松駅が多くのバス路線の起終点となっており、市内中心部のバス路線は中央通りや観光通りが主なルートとなっています。

中心市街地内のバス路線について見ると、中心市街地とその周辺の商業施設や公共公益施設を結ぶ循環バス路線が運行されており、中心市街地とその南側市街地を結ぶ「ショッピング・レインボー循環バス」が 72 本/日（東廻り 36 本/日、西廻り 36 本/日）、中心市街地とその西側市街地を結ぶ「市民病院ループバス」が 28 本/日（東廻り 14 本/日、西廻り 14 本/日）運行されています。

また、中心市街地内を循環する「まちバス」も運行されており、JR 高松駅や香川県立ミュージアム、高松三越、丸亀町商店街を結ぶバスルートで 24 本/日（各バス停 30 分間隔）運行されています。



資料：ことでんバスHP(ことでんバス路線図)

図 ことでんバス 路線図

5) 事業及び措置の集中実施

ニーズ調査と現状分析をマトリックスとした課題に対する取組

		現 状 分 析		
		空き店舗率 (なだらかな低下)	歩行者通行量 (限定的な増加)	居住者 (横ばい)
ニ ー ズ 調 査	要 中心市街地への来街魅力 (商業等) の強化が必	<p>常磐町、南新町及び田町の南部3町商店街では「生活エリアと密着した魅力ある下町」をコンセプトに、活性化事業を展開していきます。にぎわいの創出や生活サービス機能の充実、来街者の回遊を促進します。</p> <p>【実施主体: 株式会社高松南部3町商店街プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松南部商店街活性化事業 <p>【実施主体: 高松常磐町商店街振興組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常磐町商店街アーケード整備事業 		<p>まちバス運行事業や高松駅南交通広場整備事業により、中心市街地での移動の利便性が向上し、生活環境の充実が促進されます。</p> <p>【事業主体: 高松丸亀町商店街振興組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちバス運行事業 <p>【事業主体: 高松市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松駅南交通広場整備事業
		<p>丸亀町商店街C街区の3階部分に渡り廊下を設置することで、同街区の西棟と東棟との回遊を促進し、商業施設としての価値を高め、商店街の魅力向上及び来街者の回遊性を促進します。</p> <p>【実施主体: 高松丸亀町商店街振興組合】</p>		
	要 (何処に何があるのか分からない)	<p>商店街情報発信事業によって、市民が商店街の魅力を認識し、商店街への関心を持つ機会をつくるものであり、商店街への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊を促進します。</p> <p>【実施主体: 高松丸亀町商店街振興組合】</p>		
	<p>魅力あるイベント等ソフト施策の実施 (キャラフェス、まちなかパフォーマンス事業等) によって、商店街への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊を促進します。</p> <p>【実行主体: 商店街振興組合・実行委員会・高松市】</p>			
境の充実が必要	<p>生活便利施設を集積し、歩いて暮らせる中心市街地での居住ニーズは、今後も高齢化の進展と合わせて高まります。そのため、生鮮市場など、まちなかで居住するために必要な施設を整備し、まちなかの魅力を向上していきます。また移住・交流促進事業を実施することで、中心市街地の居住者を増やし、通行者やにぎわいを創出して空き店舗を減少させていきます。</p> <p>【実施主体: 高松丸亀町商店街振興組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合生鮮市場事業 <p>【実施主体: 高松市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移住・交流促進事業、玉藻公園整備事業、駐車場附置義務の緩和 			